

温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)

改正に対する宮城県の対応について

宮城県保健福祉部薬務課

～本日の概要～

平成26年12月、環境省から発出されている「**温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)**」の一部が改正された。

この改正において、**温泉法第3条の温泉掘削許可に関する運用の見直し**が行われたため、当県における運用について説明を行うもの。

主な内容

- 1 ガイドラインについて
- 2 温泉のゆう出を目的としない掘削(他目的掘削)の取り扱い方針
- 3 温泉のゆう出を目的としない掘削(他目的掘削)により温泉がゆう出した場合の取り扱い方針
- 4 温泉のゆう出の状況の管理(モニタリング)について

1 ガイドラインについて

～温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)について～

ガイドラインの目的

温泉資源の保護を図りながら、再生可能エネルギーの導入が促進されるよう、**地熱発電の開発のための掘削等について、温泉法における許可又は不許可の判断基準**の考え方を示すもの。

平成24年3月に環境省が策定。平成26年12月に、その一部が改正された。

ガイドラインについては、環境省ホームページで見ることができます。

<https://www.env.go.jp/nature/onsen/docs/index.html>

～ガイドラインの一部改正について～

今回の改正の主な内容

有識者検討会において、「**温泉法第3条に基づく掘削許可が不要な掘削の類型化**」のとりまとめが行われたことにより、平成26年12月に一部改正。

温泉法第3条に基づく掘削許可が不要な掘削の類型化(ガイドライン別紙1)

「温泉のゆう出を目的としない土地掘削」(他目的掘削)については、温泉法第3条に基づく温泉掘削許可は不要

重要!

<掘削許可の不要なもの例>

○地熱発電関係の掘削行為

「地質・地熱構造調査のための掘削」

「地熱発電に供した温水を地中に戻すための井戸の掘削」

「水位等をモニタリングするための井戸の掘削」等

○その他の掘削行為について

「地下水採取を目的とした井戸の掘削」

「ダム又はトンネル等の掘削」

「ビル建設等に関する掘削」等

地熱発電以外の掘削行為についても許可不要の例示が示された

2 他目的掘削の取扱方針

～現行の運用について(1)～

① 温泉をゆう出させる目的で掘削する場合は、事前に温泉掘削許可が必要

(温泉法)

第3条 **温泉をゆう出させる目的**で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

② 温泉保護地域内における他目的掘削については、事前に温泉掘削許可が必要

(宮城県温泉保護対策要綱)

第7 **温泉保護地域は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘削するときに、温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の規定により、知事の許可を受けなければならない地域とする。**ただし、国、地方公共団体等が、公益上必要と認めて行う土地掘削については、その事業内容を考慮したうえで、許可の要否を判断するものとする。

温泉保護地域とは・・・

地域内の**温泉を積極的に保護しなければならない**と認められる次のいずれかに該当する地域

(宮城県温泉保護対策要綱第2)

(1) 源泉の分布密度が濃厚な地域

(2) 源泉間の相互影響が著しくあらわれている地域

(3) 水位、温度、ゆう出量の低下が著しい、又は温泉成分に影響が見られた地域

ex:遠刈田温泉、青根温泉、秋保温泉、作並温泉、鳴子温泉、川渡温泉・・・

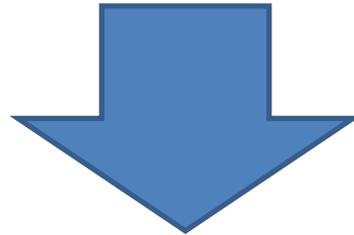
～現行の運用について(2)～

③ 温泉保護地域以外における他目的掘削については、温泉掘削許可は不要

ただし、

「温泉のゆう出」が客観的に予想される場所又は状態である場合には、温泉掘削許可が必要。

環境省(当時の厚生省)から発出されてきた、解釈通知に基づいてなされてきた運用によるもの。



②及び③ただし書きの運用については、今回のガイドライン改正で示された、「他目的掘削については、温泉法第3条に基づく温泉掘削許可は不要」の取り扱いに反することから運用を見直すこととした。

～見直し方針の内容～

環境省の方針に従い、**他目的掘削については、法第3条の温泉掘削許可については不要とする。**

ただし、温泉保護地域内については、**事前に計画書の提出**を求め、掘削内容の確認を行うこととする。

ポイント

- 国の方針に従い他目的掘削については掘削許可不要とするが、**温泉のゆう出する可能性の高い温泉保護地域内については、温泉法第3条違反(他目的掘削装った温泉掘削)でないことを確認するため、事前に計画書の提出を求めることとする。**
- 温泉保護地域内では新たな源泉掘削は認められないため、温泉がゆう出した際は、埋め戻しが必要になる旨を提出時に説明。
- 計画書提出の義務化は困難なことから、行政指導として提出を求めることとする。
- 温泉保護地域以外では、事前の計画書の提出は求めないが、温泉法第3条違反が疑われる場合は、指導対象とする。

(参考)他目的掘削の取扱の変化

	改正前	改正後
温泉保護地域	<u>要許可</u>	<u>計画書提出(指導)</u>
温泉準保護地域	手続き不要 ※「温泉のゆう出」が客観的に 予想される場合は要許可	手続き不要
上記以外の地域	手続き不要 ※「温泉のゆう出」が客観的に 予想される場合は要許可	手続き不要

3 他目的掘削により温泉がゆう出した場合の取扱方針

～運用方針の内容～

他目的掘削の取扱いが変更となることにより、温泉掘削許可を受けない他目的掘削による温泉ゆう出が多く予想されることから、取扱い方針を検討。



適切な温泉利用計画がない場合は埋め戻しを指導する。
温泉保護地域以外で、温泉として利用する希望がある場合は、掘削が法第3条違反でなかったかの確認を行った後、源泉として認める運用とする。

ポイント

- 温泉ゆう出を目的としていない掘削による温泉であるため、埋め戻しが第一選択。
- 温泉としての利用を希望する場合は、従前のおり報告書の提出等により、今回の掘削が法第3条違反でなかったかを確認。その後、温泉ゆう出地取得届の提出により、源泉として認めることとする。
- 温泉保護地域では、宮城県温泉保護対策要綱の規定により、原則、新たな源泉は認められないことから、埋め戻しを行う。

(参考)

他目的掘削により温泉がゆう出した場合の取扱

	改正後
温泉保護地域	原則、新たな源泉は認めない
温泉準保護地域	埋め戻し(廃孔) または <u>報告書による確認</u> ↓ <u>温泉ゆう出地取得届</u>
上記以外の地域	埋め戻し(廃孔) または <u>報告書による確認</u> ↓ <u>温泉ゆう出地取得届</u>

4 温泉のゆう出の状況の管理 (モニタリング)について

～温泉法における資源保護のための規定について～

他目的掘削等により著しい影響が出た場合は、県が下記の規定に基づく命令を行うことができる。

ただし、どのような影響がでているかを**客観的に判断することが必要**。

法第12条 採取制限命令

都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

法第14条 他目的掘削に対する措置命令

都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上の必要があると認めるときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。



継続したモニタリングが重要

～モニタリングの方法等～

モニタリングを行う利点

- 源泉の健全性の確認や適切な維持・管理が可能となる。
- 他目的掘削等により源泉が影響を受けた場合、早期発見につながり、影響拡大の防止に役立つ。
- 法第12条及び14条等の措置命令を行う際の客観的資料となる。



温泉資源の保護のために重要なだけでなく、**温泉事業者が自らの財産を守ることもつながる。**

モニタリング項目

日常のモニタリング: ゆう出量、温度、水位(自噴の場合は孔口圧力) 等
定期的なモニタリング: 温泉成分、可燃性天然ガス 等

※実際のモニタリング手法については、下記を参照
環境省「温泉資源の保護に関するガイドライン」別紙7
<https://www.env.go.jp/nature/onsen/docs/index.html>

スケジュールについて

平成28年6月 宮城県自然環境保全審議会温泉部会に対して
対応方針について説明済



平成28年7月 市町村担当者会議において対応方針について説明済



平成28年 8～9月 温泉関係事業者に対して説明会開催



平成28年 10月 改正要綱施行、改正運用通知発出
運用開始